

「独立行政法人医薬品医療機器総合機構審査等業務関係業務方法書実施細則に規定する
対面助言等相談手数料の改正について（案）」に対するご意見とPMDAの考え

ご意見	PMDAの考え
<p>安全対策相談での関西支部テレビ会議システム利用手数料の設定について検討願いたい。</p> <p>1) 電話では相互の理解が困難な場合に関西支部 TV 会議システムの利用が想定される。システムの利用手数料は、出張費用を踏まえた設定をお願いしたい。</p> <p>2) 現在、大阪医薬品協会でのTV簡易相談は無料で実施されているが、この措置を適用できないか？</p>	<p>今般、大阪府などの要望を踏まえ、関西支部テレビ会議システムを利用可能な相談の範囲を拡大することとした。</p> <p>手数料（利用料）について、回線利用料やシステム保守経費など、同システムを維持するために必要な経費及び同システムの予想利用件数を踏まえ、実費相当分として設定しているが、安全対策相談での手数料（利用料）に関しては、当該相談の実施方法などを考慮し、他の対面助言において同システムを利用する場合の手数料（利用料）よりも安価に設定したものであることをご理解頂きたい。</p> <p>なお、本手数料（利用料）については、大阪府が、平成 29 年度においては、負担軽減策を講じる予定であると承知している。</p> <p>大阪医薬品協会で実施されているテレビ簡易相談については、引き続き実施される予定であるが、関西支部テレビ会議</p>

システムは、対面で実施している相談と同等レベルの映像、音声の伝送を可能としたものであり、大阪府などからの提案・要望を踏まえて設置・運用しているものである。今般、大阪府などからの更なる要望を踏まえて、同システムを利用可能な相談の範囲を拡大するものであり、同システムを維持するために必要な経費について、関係者間での合意に基づき受益者負担とするものである。